

5. 教職に関する科目

免許法施行規則に 規定する科目区分	開講科目	単位数	履修 年次	最低修得単位数	
				中学校	高等学校
教職の意義等に 関する科目	※教職研究	2	1	2	2
教育の基礎理論に 関する科目	※教育の思想と歴史	2	1	2	2
	※発達と学習の心理学 (注1)	2	1	2	2
	※教育制度論	2	1	2	2
教育課程及び 指導法に関する 科目	※教育課程論	2	3	2	2
	英語科教育研究1 (注2)(注3)	2	3	2	2
	英語科教育研究2 (注2)(注3)	2	3	2	2
	英語科教育研究3 (注2)(注3)	2	2	2	
	英語科教育研究4 (注2)(注3)	2	2	2	
	フランス語科教育研究1 (注2)	2	3	2	2
	フランス語科教育研究2 (注2)	2	3	2	2
	フランス語科教育研究3 (注2)	2	2	2	
	フランス語科教育研究4 (注2)	2	2	2	
	社会科・地理歴史科教育研究1 (注2)	2	2	2	2 (地歴のみ)
	社会科・地理歴史科教育研究2 (注2)	2	3	2	2 (地歴のみ)
	社会科・公民科教育研究1 (注2)	2	2	2	2 (公民のみ)
	社会科・公民科教育研究2 (注2)	2	3	2	2 (公民のみ)
	商業科教育研究1 (注2)	2	3		2
	商業科教育研究2 (注2)	2	3		2
	情報科教育研究1 (注2)(注4)	2	3		2
	情報科教育研究2 (注2)(注4)	2	3		2
	教育の方法と技術 (注5)	2	3		2
	※道徳教育研究 (注6)	2	2	2	
	※特別活動研究	2	2	2	2
生徒指導、教育 相談、進路指導等に 関する科目	※生徒理解と指導法	2	2	2	2
	※相談活動の理論と技法 (注6)	2	3	2	2
教育実習	※教育実習 (注6)(注7)	中学5 高校3	4	5	3
教職実践演習	※教職実践演習(中・高) (注6)(注8)	2	4	2	2
	合計			33	25 (情報:27)

※表に記載されている(注)については次ページを参照してください。

[教育職員免許法施行規則に定める科目区分についての補足]

1. 「英語科教育研究 2・4」、「フランス語科教育研究 2・4」、「社会科・地理歴史科教育研究 2」、「社会科・公民科教育研究 2」、「商業科教育研究 2」には、『教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）』を含みます。
2. 「生徒理解と指導法」には、『進路指導の理論及び方法』を含みます。

[備考]

1. ※印は必修科目です。ただし、「道徳教育研究」については注 5 を参照してください。
2. 1・2 年生が白金校舎開講の 1・2 年次配当科目を履修することはできません。
3. 国際学科生は横浜校舎での履修を原則とします。
4. 国際学科生以外の 3・4 年生が横浜校舎開講の 3・4 年次配当科目を履修することはできません。

(注 1) 心理学科生は、「発達と学習の心理学」の代りに学科科目「教育心理学」を修得してください。

(注 2) 科目区分『教育課程及び指導法に関する科目』においては、取得希望の免許教科によって必修科目が異なる箇所があるので、取得希望の免許教科すべてについて以下のとおり修得する必要があります。

1. 中学校（英語）……………「英語科教育研究 1～4」
2. 高等学校（英語）……………「英語科教育研究 1・2」
3. 中学校（フランス語）……………「フランス語科教育研究 1～4」
4. 高等学校（フランス語）……………「フランス語科教育研究 1・2」
5. 中学校（社会）……………「社会科・地理歴史科教育研究 1・2」および「社会科・公民科教育研究 1・2」
6. 高等学校（地理歴史）……………「社会科・地理歴史科教育研究 1・2」
7. 高等学校（公民）……………「社会科・公民科教育研究 1・2」
8. 高等学校（商業）……………「商業科教育研究 1・2」
9. 高等学校（情報）……………「情報科教育研究 1・2」および「教育の方法と技術」

(注 3) 「英語科教育研究 1・2」、「英語科教育研究 3・4」は、それぞれの組み合わせについて同一曜時限・同一教員の春・秋学期開講科目を合わせて履修してください。

(注 4) 「情報科教育研究 1・2」は、隔年開講の科目です。年度ごとにいずれか 1 科目を開講します。2015 年度は「情報科教育研究 1」のみ開講します。

(注 5) 「道徳教育研究」は、中学校の免許状には『教職に関する科目』の必修科目であり、高等学校の免許状には『教科又は教職に関する科目』です。

(注 6) 「相談活動の理論と技法」、「教育実習」、「教職実践演習（中・高）」は、履修中止除外科目です。

(注 7) 「教育実習」は単位数にかかわらず、同一年度に 1 科目のみ履修できます。

(注 8) 「教職実践演習（中・高）」は、「教育実習」を履修中、または修得済みの場合、同一年度に 1 科目のみ履修できます。